

各私立幼稚園設置者 様

大阪府教育庁私学課長

令和 6 年度 大阪府私立幼稚園安全特別対策事業費補助金（性被害防止対策に係る支援）に係る
交付申請書（第 1 次）の提出について（通知）

本補助金を受けようとする幼稚園は、「大阪府補助金交付規則」及び「大阪府私立幼稚園安全特別対策
事業費補助金（性被害防止対策に係る支援）交付要綱」のほか、この通知に定める要件及び申請手続き
等をご確認の上、必要書類を提出してください。

記

1. 補助対象となる幼稚園

令和 6 年 2 月 5 日に実施した『大阪府私立幼稚園安全特別対策事業費補助金（性被害防止対策に係る支
援）における補助事業活用計画』に回答した私学助成園と施設型給付園（認定こども園は対象外）

※上記活用計画に回答しなかった幼稚園は今回の交付申請に申し込みできません。別途需要調査を実施し
ておりますので、そちらを回答してください。

2. 補助対象経費

令和 5 年 11 月 29 日以降に学校において子どもの性被害防止対策に資する設備等（パーテーション、簡
易扉、簡易更衣室、カメラ等）を導入するために必要な経費

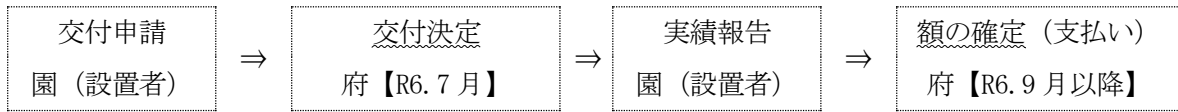
3. 提出について

下記のとおり郵送で提出

| 紙媒体で提出 | |
|--------|---|
| 提出先 | 〒540-8570 大阪府中央区大手前 3-1-4 3 大阪府庁新別館南館 10 階 大阪府教育庁私学課 幼稚園振興グループ 高田 宛 |
| 期限 | 令和 6 年 5 月 27 日（月曜日） 必着 ※郵送に要する日数を考慮して、余裕をもって発送してください。 |
| 提出書類 | ① 交付申請書（様式第 1 号） ② 交付申請内訳書（鑑、別紙 1） ③ 要件確認申立書（様式第 2 号） ④ 暴力団審査情報（様式第 3 号） |

4. 今後の予定

交付申請において交付申請額が0円以外の場合、下記に記載の手続きが必要となります。



5. 留意事項

- 今後の各手続きを逸した場合は、次の手続きができません。また、提出書類に不備・不足がある場合や対象経費と認められない場合は、補助対象外とします。
- 今回の交付申請の対象となる補助事業は、**令和6年8月31日までに完了**しなければなりません。
- 交付申請及び交付申請内訳書については、必ず、各園（設置者）において、金額を精査した上でご提出ください。
- 今後の当該事業に係る諸手続きに関するお知らせ等のメールは、登録いただいているメールアドレス宛に送信する予定です。
ご入力いただいたメールアドレスに誤りがある場合や、配信不能となる場合、その他要因により送信したメールを各園（設置者）にてご確認いただけない場合、当課では責任を負いかねますのでご了承ください。
- 本件に関するお問い合わせについては下記までメールにてご連絡ください。
お知らせ等のメールの受信先を変更希望の場合も同様にメールにてご連絡をお願いします。
- 根拠資料の提出は、実績報告時に求める予定にしています。具体的にどのような資料を提出いただくかについては、実績報告の提出依頼時に改めてお知らせします。
つきましては、根拠となりうる資料はすべて園（法人）で保管しておいてください。

宛先：shigakudaigaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

題名：【幼稚園番号・園名】大阪府私立幼稚園安全特別対策事業費補助金（性被害防止対策に係る支援）

本文：園名、担当者氏名、お問い合わせ内容を必ず記載してください。

（本件担当）

大阪府教育庁私学課幼稚園振興グループ 高田